

# フランス第三共和政前期（一八七〇—一九一四年）における 下院議員の選出過程

——選挙から見た「議會共和政」——

谷 口 良 生

【要約】 フランス第三共和政は、時に「議會共和政」と称される。本稿は、「議會共和政」における議員の政治文化の理解という問題関心から、未だ研究の乏しい選挙の実践を切り口にして、第三共和政前期（一八七〇—一九一四年）における下院議員の選出過程を明らかにすることを目的とする。

本稿での考察の結果、下院議員の選出過程における諸主体の集団的行動様式が提示される。特に、下院議員の選出過程における地方議員の積極的関与が強調され、そこから、従来の議員史研究が対象とする、個別の議員職という枠組みを越える必要性が主張される。最終的に本稿では、個別の議員職を越える、「選出職」という新たな研究枠組みが提示され、そこから各議員職を包括する、「議會共和政」における政治文化を理解する視座が示されるであろう。

史林 九六卷三号 二〇一三年五月

## はじめに

フランス近代史は頻繁な政体交替により特徴づけられる。なかでも最長の期間を誇った第三共和政（一八七〇—一九四〇年）は、時に「議會共和政 *République parlementaire*」と呼称され、その議會主義的な特徴の成立事情は、ふつう、次のように説明される。

一八七五年に制定された「第三共和政憲法」(「公権力の組織に関する法」(一八七五年二月二五日)、「上院の組織に関する法」(同年二月二四日)、「諸公権力の関係に関する憲法的法律」(同年七月一六日)<sup>①</sup>の総称)によって、第三共和政は立法機関の下院(代議院)および上院(元老院)、そして執行機関の大統領を備えることとなった。憲法制定後に行われた下院議員総選挙(一八七六年)の結果、下院は共和派多数の議会構成となり、時の大統領である正統王朝派のマクマオンは下院の解散を決定する。しかし、解散後の下院議員総選挙(一八七七年)および上院議員改選(一八七九年)の結果、両議院において共和派が多数を占めるに至った。両議院での共和派多数という状況を前に、マクマオンは大統領職を辞し、オボルチュニストのジュール・グレヴィがその後任となった。彼は大統領就任直後の一八七九年二月六日に、「グレヴィ憲法」と称される大統領教書において、大統領による下院解散権行使の放棄を宣言した。実際、以後一九〇〇年まで続く第三共和政の歴史において、大統領の解散権が行使されることはなかった。これをもって、第三共和政の通史は、「議會共和政」が確立したと語るのである<sup>②</sup>。

このような成立背景をもつ「議會共和政」は、執行権力に対する立法権力の優越をその特徴とする。第三共和政において、政治のシステムとしての代議制が定着したと考えるならば、同時にその担い手である議員の政治文化もまた問題とする必要があるだろう。

本稿はこのような問題関心を背景に、「議會共和政」を議員という視角から理解すべきであると考え、それにあたり、ここではとりわけ、選挙の役割を重視したい。議員をそれならしめる選挙の役割は重要で、「議會共和政」を支えていたのは選挙の実践であったと言つて過言ではない。しかも、第三共和政は普通選挙の実践を定着させた政体であるとされている<sup>③</sup>。そこで、本稿は、いまだ研究の乏しい選挙の実践を切り口にして、「議會共和政」における選挙のあり方を提示し、たううえで、それを介して、「議會共和政」を議員という視角から理解する視座を示したい。フランス近現代史の選挙研究で知られるレーモン・ユアールは「議會共和政」の特徴を、執行権力に対する立法権力、特に「下院の優越」であるとす

ている。<sup>④</sup>これにしたがい、本稿では、「議會共和政」の主たる構成員である下院議員の選挙を検討対象とする。

以上が本稿の前提となる問題関心である。次章では、フランス近現代史における選挙研究を整理して、研究史上の問題点を指摘し、本稿の具体的な考察課題を提示する。

① 本稿では、法令の条文に関して、以下の史料に拠っている。

*Bulletin des lois de la République française.*

Reynié (dir.), *Dictionnaire du vote*. Presses universitaires de France, Paris, 2001, p. 906.

② J.-P. Azéma et M. Winock, *La III<sup>e</sup> République (1870-1940)*.

④ R. Huard, *Le Suffrage universel en France : 1848-1946*. Aubier, Paris, 1991, pp. 121-122. 以下では前掲書と Huard, *Le Suffrage universel* と略す。

③ N. Roussetier, «Troisième république», dans : P. Perrineau et D.

*universel* と略す。

## 第一章 フランス近現代史における選挙研究の問題点と考察課題

フランスにおける選挙の学術的研究は、第三共和政期に端を発する。<sup>①</sup>ここでは、選挙制度や選挙立法、選挙に関する権利の所在といった、法制度的なものを中心に据える法制的アプローチや、<sup>②</sup>政治史との関連で、選挙結果を通じてその歴史の意味を探究する政治史のアプローチがとられた。とりわけ、後者は選挙結果を扱う手法を進展させてきた。アンドレ・シーグフリードはフランス西部を対象に、投票結果をその地域の社会構成や経済構造との関連において分析する選挙地理学 *géographie électorale* を発展させた。<sup>③</sup>彼を師に仰ぐフランソワ・ゴゲルは、シーグフリードの手法を選挙社会学 *sociologie électorale* とし、<sup>④</sup>それに代わって選挙地理学をシーグフリードとは異なる形で発展させた。すなわち、選挙結果を地図上で色分けし、世論の動向を地理的に把握したのである。ここでは社会構成や経済構造との関連は問われなくなったものの、選挙地理学をフランス全土に適用することに成功した。<sup>⑤</sup>これらの影響のもと、選挙の結果を通じて、票の動きなどの政治的な諸力に注目する研究が近年まで続けられ、大きな成果をあげている。<sup>⑥</sup>

このように政治史のアプローチにおいては、長きに渡り、分析の中心は選挙結果にあった。これは、選挙結果が世論の

反映であると思なされること、そして議会の構成に与えるその直接的な影響を鑑みれば当然の潮流であると言えよう。しかし、これにはある問題が付随していた。それは選挙の実践の看過である。すなわち、結果の解釈に主眼が置かれるあまり、その結果を生み出す選挙の過程は顧みられなかったのである。仮に扱われるとしても、結果に影響を及ぼす範囲においてであり、そこでは結果を前提とした叙述すべき実践の選択がなされていると言える<sup>⑧</sup>。

しかし、近年では社会史の興隆と歩を合わせるように、選挙の実践に注目する研究が少しずつ増えてきている。とりわけ、画期をなすのは、一九九一年に上梓されたユアールの研究であろう。彼はその著作の一部を割いて、選挙の実践にも目を配り、有益な知見を学界にもたらした。ユアールの研究以外にも、一八八一年の下院議員総選挙における白票や無効票の意味を検討したイヴ・デロワイエとオリヴィエ・イルの研究<sup>⑩</sup>や、選挙人カードに関するミシエル・オフェルレの研究<sup>⑪</sup>、他、オボルチュニストに関するジェローム・グレヴィの研究においても、彼らの選挙活動について一章が割かれている<sup>⑫</sup>。また、ジャン＝マリ・マイユールらの手になる第三共和政の国会議員に関する研究論文集においても、選挙活動に関するジャン・エル・ガマルの研究動向論文が収録されている<sup>⑬</sup>。

他方、日本におけるフランスの選挙研究の特徴は、法制度への注視にあると言える<sup>⑭</sup>。フランスは一八四八年の普通選挙導入以降、多くの選挙法を生み出し、一定の理論や議論の蓄積がある。それゆえ、日本においては法制史的アプローチが研究の主流をなしてきたと考えられる。このような研究潮流において、フランス近代史家の小田中直樹の手になる一連の研究は、選挙法の制定過程に支配階層の抱く政治・社会秩序のイメージを探るといって、いわば政治文化史的アプローチにとり、注目に値する<sup>⑮</sup>。

ここまで見てきたフランスおよび日本の研究潮流を三つに分類するならば、法制史的アプローチ、政治史的アプローチ、そして社会史・政治文化史的アプローチとすることができるだろう。このうち、第三の潮流に位置する選挙の実践に関する研究が、本稿との関連では重要となるが、それらも全く問題をはらんでいないわけではない。現時点での問題としては

以下の点を指摘できる。すなわち、各研究が個々の主体による個別的な実践を取り上げるものの、体系的に説明されているとは言えないことである。これらの研究が個別的に対象としている個々の主体の実践は、現実の選挙では同時に発生し、交錯する。また、本稿の関心に近いユールやグレヴィの研究においては、主要な史料として同時代の著作や政治家の書簡が用いられているが、これらは断片的な情報を与えるものの、かえって体系的把握を困難にしている。これらの諸実践を体系立てて理解する必要があるだろう。

そこで、本稿では選挙を次のように捉え、「議會共和政」における選挙のあり方を提示することとしたい。すなわち、選挙の実践を、選挙において各主体(本稿では、候補者、候補者を支持する集団、選挙人が主として想定される)によってなされる、一つ一つの個別的な慣習的行為として理解し、諸主体による実践が絡み合う場として選挙を捉える。そして、「議會共和政」を議員という視角から理解するという本稿の問題関心から、体系的把握のために、これもまた断片的ゆえに明らかとされていない下院議員の選出過程を軸として設定する。そのうえで、その過程における諸主体の実践の交錯、ここでは具体的に、候補者の登場にどのような人々が関与していたか、候補者はどのような人物であったか、候補者は選挙活動、特に選挙集会においていかなる行動をとったか、といった点を中心に検討することで、下院議員の選出過程における諸主体の集団的行動様式を提示する。そして、そこから、「議會共和政」を議員という視角から理解する視座を示したい。これらの作業を踏まえてこそ、本稿の前提の問題関心である、「議會共和政」における議員の政治文化を検討することが可能となる。

さて、本稿では、第三共和政前期(一八七〇—一九一四年)、とりわけ、一八八〇年代の下院議員選挙について考察を進めていくこととなるが、その際に留意すべきことがある。すなわち、下院議員選挙における投票形態 *mode de scrutin* の変化である。第三共和政前期には、単記式投票制 *scrutin uninominal* と名簿式投票制 *scrutin de liste* という二つの投票形態にしたがって、下院議員選挙が行われていた。これまで、投票形態に関する個別研究は、管見の限り存在しない。それゆえ、

表：第三共和政前期の下院選挙における投票形態の歴史的変遷

日付	投票形態の変遷
1871年	憲法制定国民議會議員選挙 名簿式投票制
1875年11月30日	下院議員選挙に関する国家組織法 単記式投票制
1885年6月16日	選挙法の修正を目的とする法 名簿式投票制
1889年2月13日	下院議員選挙に単記式投票制を再導入する法 単記式投票制

そこにおける選挙の実践のあり方もまた詳らかでない。両投票形態の中心的な差異が、その名の示す通り、選挙人の投票の仕方に存するため、結果を重視する研究潮流においては、議論の俎上にのらなかつたと推察される。しかし、後に見るように、投票形態の違いは、投票その時のみならず、下院議員の選出過程における選挙の実践にも看過できない影響を与えている。したがって、両投票形態は区別のうえ、検討に付されるべきであろう。

以下では、まず、下院議員選挙の投票形態の歴史的変遷（表参照）も合わせ、第三共和政の政治史における一八八〇年代の位置づけについて簡単に触れておきたい。普仏戦争敗北後の一八七一年に行われた憲法制定国民議會議員選挙は、第二共和政で用いられた名簿式投票制にしたがって実施された。しかし、この選挙においては、普仏戦争をめぐって、和平か徹底抗戦かが争点となり、その結果、和平を掲げた王党派が国民議会で多数を占めることとなった。それゆえに、上述の通り下院の設置を規定した「第三共和憲法」は、しばし王党派と共和派の「妥協の産物」とされるのである。その後の一八七五年一月三〇日に制定された「下院議員選挙法」では、第二帝政で用いられた単記式投票制が採用された。以降、本稿冒頭で述べたように、一八七〇年代後半にかけて、共和派が上下院および大統領という全実権を握るに至った。したがって、一八八〇年代は研究史上において「共和政の確立期」とされ、実際、一八八一年に集会の自由や新聞・言論の自由、一八八四年には労働組合の容認といった諸自由を保障する共和主義改革が遂行された時期と位置づけられるのである。一八八五年に名簿式投票制が導入されるが、これもその一環として理解される。すなわち、第二帝政の投票形態である単記式投票制に対して、第二共和政の投票形態である名簿式投票制が「共和主義的な」投票形

態とされ、名簿式投票制へと投票形態が変わるのである。しかし、名簿式投票制でなされた一八八五年総選挙では、保守派が議席を増加させ、また、その後の一連の補欠選挙において、將軍ブーランジェを中心とした反議会主義的運動であるブーランジスムに有利に働くなど、名簿式投票制が共和政を危機に追いやる結果となった。これらを受け、一八八九年には再び単記式投票制に戻されることとなったのである。以後、投票形態を名簿式投票制に戻すという議論もあつたものの、成立には至らず、第三共和政前期においては、下院議員選挙の投票形態は単記式投票制となる。

それゆえ、本稿が検討対象としている一八八〇年代は、第三共和政の政治史において、共和主義改革が進められ、その中で投票形態もまた、議論の俎上にのせられた時期として位置づけることができる。全実権を握つた共和派が、このような時期にいかにして選挙戦を行つていたのか、その集団的行動様式を検討すべく、本稿は当該時期の総選挙に着目したい。次に、両投票形態の概要について述べる。投票形態に関する大きな差異としては、選挙区の単位と選挙人の投票の方法という二点を指摘できる。単記式投票制では、原則として行政区分上の郡、あるいは郡を分割して形成されたものが選挙区とされ、選挙人は投票時に一人の候補者名を記入、投票する。これに対し、名簿式投票制では、原則的に県が選挙区となり、党派あるいは政治的集団が、各々、候補者名を記載した名簿を作成し、選挙人は選挙区に与えられた議席数と同数以下の候補者名を記入、投票する。選挙人は異なる名簿に記載された候補者名を記入することも可能である。

この二つの投票形態を区別し、選出過程を連続的に把握するために、以下の考察においてはさまざまな時期の選挙を網羅的に扱うのではなく、単記式投票制下の選挙として、「議会共和政」確立以後初めての下院議員総選挙であつた一八八一年総選挙を、名簿式投票制下の選挙として、「議会共和政」確立以後唯一の名簿式投票制による総選挙であつた一八八五年総選挙を対象としたい。

本稿では、下院議員の選出過程が諸主体の実践という観点から検討されるが、それらは選挙期間中になされる行為である。選挙期間は選挙人団招集の省令アテの発布から第一回投票日までの少なくとも二〇日間と理解されるため、以下では、こ

の期間に発刊された新聞九紙<sup>②</sup>を主要な史料として、そこから得られた約六〇〇の事例をもとに、下院議員の選出過程を検討する。また、議員の回想録や、委員会 comités および協会 sociétés といった、選挙において一定の役割を果たす結社の定款などの史料も、補助的に適宜利用する。主史料である新聞史料には、事例の地域的な偏りや記事の選択性、あるいは事例の党派の偏りが見られることは認めなければならない。実際、保守派の選挙の実践に関しては、筆者が参照しえた新聞からはほとんど情報を得られなかった。③このこと自体、保守派の選挙活動の閉鎖性を示唆すると思われるが、以上の理由から、考察の中心を共和派に限定せざるをえなかったことはここで断っておきたい。このような新聞史料の限界を認めたい。なお主史料として用いるのは、新聞史料が、豊富な事例にもとづいて下院議員の選出過程を一連のものとして把握する(1)を可能にするからである。④また選挙の実践を体系的に把握するに好適な史料と言える。

① R. Huard, «Comment apprivoiser le suffrage universel?», dans : D. Gaxie (dir.), *Explication du vote : un bilan des études électorales en France*, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, Paris, 1985, pp. 126-127.

② Ibid., p. 127. 『フランスの法制史』トノローチを中心とする研究グループ 編『フランスの法制史』A. Cole and P. Campbell, *French Electoral Systems and Elections since 1789*, 3<sup>rd</sup> ed., Gower, Brookfield, 1989.; P. Tanchoux, *Les procédures électorales en France de la fin de l'Ancien Régime à la Première Guerre mondiale*, Comité des travaux historiques et scientifiques, Paris, 2004.

③ A. Siegfried, *Tableau politique de la France de l'Ouest sous la Troisième République*, Édition de l'Université de Bruxelles, Bruxelles 2010 (première édition à Paris en 1913); id., *Géographie électorale de l'Ardeche : sous la III<sup>e</sup> République*, Armand Colin, Paris, 1949.

④ 選挙社会学の研究として、『以下の研究』J. Michou-Puyou, *Histoire électorale du département des Basses-Pyrénées sous la III<sup>e</sup> et la IV<sup>e</sup> République*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, Paris, 1965.; J. Basso, *Les élections législatives dans le département des Alpes-Maritimes de 1860 à 1939 : éléments de sociologie électorale*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, Paris, 1968.

⑤ F. Goguel, *Géographie des élections françaises de 1870 à 1951*, A. Colin, Paris, 1951.; id., *Géographie des élections françaises sous la Troisième et la Quatrième République*, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, Paris, 1970.

⑥ 選挙社会学の研究として、『以下の研究』J. Gouault, *Comment la France est devenue républicaine*, A. Colin, Paris, 1964.; O. Rudelle, *La république absolue : aux origines de l'instabilité constitutionnelle de la France républicaine, 1870-1889*,



- Publications de la Sorbonne, Paris, 1982. Y. Combeau, *Paris et les élections municipales sous la Troisième République : La scène capitale dans la vie politique française*, L'Harmattan, Paris, 1998.
- ⑦ Huard, *Le Suffrage universel*, p. 251. Id. op. cit., pp. 128-131.
- ⑧ 永井良和「フランス投票時代の鳴動——近代市民社会の政治参加」  
声書房、一九九九年。同「普通選挙の幕開け——フランスの先駆けと試練」  
声書房、二〇〇七年。
- ⑨ Huard, op. cit., p. 129.
- ⑩ Huard, *Le Suffrage universel*.
- ⑪ Y. Deloye et O. Ihl, «Des voix pas comme les autres. Votes blancs et votes nuls aux élections législatives de 1881», *Revue française de science politique*, 41-2, 1991, pp. 141-170.
- ⑫ M. Offerlé, «L'électeur et ses papiers. Enquête sur les cartes et les listes électorales (1848-1939)», *Genèses*, 13, 1993, pp. 29-53.
- ⑬ J. Grévy, *La république des opportunistes, 1870-1885*, Perrin, Paris, 1998, pp. 191-216.
- ⑭ J. El Gammal, «Campagnes et élections», dans : J.-M. Mayeur, J.-P. Chaline et A. Corbin (dir.), *Les parlementaires de la Troisième République*, Publication de la Sorbonne, Paris, 2003, pp. 263-277.
- ⑮ 岡田信弘「フランス選挙制度史(一)」『北大法学論集』二一九二「一九七八年」六一—一〇〇頁。同「フランス選挙制度史(二)」『北大法学論集』三〇一二「一九七九年」一四三—一五七頁。同「フランス選挙制度史(三)」『北大法学論集』三〇一三「一九七九年」九三—一八頁。伊藤良弘「フランス一九七一年憲法における選挙制度(一)」『橋研究』四—一「一九七九年」一—七頁。同「フランス一九七一年憲法における選挙制度(二)・完」『橋研究』四—三「一九七九年」九五—一一四頁。小林尚「フランス第二帝政の構造——治安維持活動と普通選挙」『北陸史学』三三三「一九八四年」一—二〇頁。大田哲嗣「フランス第二帝政下の普通選挙制度」『白山史学』二二—「一八八五年」九九—一四頁。只野雅人「選挙制度と代表制——フランス選挙制度の研究」勤草書房、一九九五年。田村理「投票方法と個人主義——フランス革命にみる「投票の秘密」の本質」創文社、二〇〇六年。
- ⑯ 小田中直樹「フランス第二共和制期における選挙制度改革の論理」『社会科学研究』五二—三「二〇〇一年」三七—五七頁。同「フランス七月王制期における制限選挙制度の論理——政治秩序、社会秩序、公共圏」『史学雑誌』一〇〇—一「二〇〇一年」一九七〇—一九九三頁。
- ⑰ 他以下の研究が参考。A. Garrigou, *Histoire sociale du suffrage universel en France : 1848-2000*, Éditions du Seuil, Paris, 2002. Id., *Le vote et la vertu : comment les français sont devenus électeurs*, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, Paris, 1992. C. Voilliot, *La candidature officielle : une pratique d'État de la Restauration à la Troisième République*, Presses Universitaires de Rennes, Rennes, 2005.
- ⑱ 両投票形態に關しては、現状「選挙制度史研究」の中で扱われるに過ぎない。そこで注目されるのは、主として投票形態に關する議会における議論である。議会での議論に關しては、やはり以下を参照。
- ⑲ Huard, *Le Suffrage universel*, pp. 138-148.
- ⑳ 例えば、一八九五年二月九日には、ルネ・ユブレらによって名簿式投票制の再導入を目的とする法案が下院に提出されてゐる。Journal officiel de la République française, Débats parlementaires, Chambre des députés, 1895, p. 256. Journal officiel de la République française,

*Documents parlementaires, Chambre des députés, 1896, p. 151.*

②① 「下院議員選挙法」第一四条によると、各郡は一人の下院議員を任命する。ただし、人口が一〇万人を超える郡は一〇万人ごと、あるいは一〇万人を超過した分ごとに、さらに一人の下院議員が追加され、議席数に応じて郡は選挙区に分割される。

②② Cole and Campbell, *op. cit.*, p. 52.

②③ Hurd, *Le Suffrage universel*, p. 269.

②④ 参照した新聞は以下の通りである。 *Le Constitutionnel* (以下 CO.); *Le Figaro* (FI); *Le Gaulois* (GA); *Journal des débats*

*politiques et littéraires* (ID); *Le Petit Journal* (PJ); *Le Petit Parisien* (PP); *La Presse* (PR); *Le Siècle* (SI); *Le Temps* (TE)

②⑤ 前註で示した新聞のうち、前三紙 (CO, FI および GA) は保守派系の新聞とされるが、そこから保守派の動向を把握するのは非常に困難である。新聞の党派性については、以下を参照。 C. Bellanger et al. (dir.), *Histoire générale de la presse française*, t. 3, Presses universitaires de France, Paris, 1969, pp. 178-235.

## 第二章 単記式投票制における下院議員の選出過程——一八八一年の下院議員総選挙——

### 第一節 立候補に関する諸主体の動向

下院議員の選出過程は候補者の立候補をもって始まる。本節では、候補者がいかにして選挙戦に臨むのか、この点について考えたい。検討にあたり、ここでは候補者を以下の二つに分類する。すなわち、立候補を打診されて候補者となる者と自ら能動的に立候補する者である。

まず前者について、立候補を打診する主体という観点から事例を挙げて検討する。タルン県では、「ラヴォール郡の諸共和派委員会」が「全会一致」で、立候補を打診する相手を「選択」している。<sup>①</sup> また、ランド県のモンド＝マルサン第二選挙区では、元国民議会議員が「共和派委員会」によって候補者に「指名」され、「彼はその立候補を承諾」している。<sup>②</sup> これらの事例に代表されるように、まず「委員会」が立候補打診の主体として挙げられる。ある下院議員の回想録においても、委員会からの立候補の打診について記されている。<sup>③</sup> また、協会の定款を参照すれば、選挙開始以前に打診について

議論されている例が見られるため、協会も立候補の打診に関わっていたと考えられる。

これらの事例は、委員会や協会といった結社が、立候補の打診に強く関わっていたことを示す。これに対し、パリ一七区第一選挙区では、「ある急進派選挙人の集団」が「立候補を打診」している。この事例からは、結社以外の選挙人の集団も立候補打診の主体となりえたことが示唆される。ただし、ここでは新聞史料の表現にしたがっているため、これらが結社の体をなしていた可能性も否定できない。しかし、いずれにせよ、立候補打診の主体として、何らかの社会的結合にもつづいた集団を想定することはできるだろう。立候補に関係するこのような集団は、後にも幾度となく触れるように、選挙において重要な役割を担っているため、以下では結社の体をなすか否かに関わらず、これらを便宜上「選挙集団」と呼ぶこととする。なお、第三共和政において選挙集会は、個別の招待者からなり、大衆が入ることを許されない私的集会 *réunions privées* と、当該選挙区の選挙人、候補者、議員、候補者の代理人に開かれた公開集会 *réunions publiques* の二つに分けられるが、後に述べるように、これらの集団はある程度の閉鎖性を有していたため、この場合の集会は私的集会であることが多かったと考えられる。<sup>⑤</sup>

次に、後者について検討するが、自ら立候補する者も、何も独力で選挙戦に挑むわけではなかった。第三共和政前期の選挙における候補者は、「選挙集団」の支持を必要としていた。一例を挙げると、ガール県のポン＝サン＝テスプリでは、「小郡全市の共和派代表」の集会在開かれ、候補者による「公約の披瀝」の後、立候補が「承諾」されている。<sup>⑥</sup>「共和派代表」とは、共和派系の委員会や協会の代表と考えられるため、この例からは、候補者が「選挙集団」に支持を求め、「選挙集団」が支持の可否を判断していることが窺える。では、なぜ候補者は「選挙集団」の支持を求めたのか。その理由の一端は選挙の費用面から説明できる。ユアールは下院議員選挙における選挙費用を約三万フランと見積もっており、これは労働者の年収一八年分に相当する。<sup>⑦</sup>無論、このような巨額の費用を自弁できる候補者は限られているため、多くの候補者は資金を援助する団体を求めるのである。<sup>⑧</sup>また、費用面の他にも、「選挙集団」の有する組織力や人的資源も魅力

的であつたに違ひない。候補者は、「選挙集団」によつて立候補を「承諾」されて、晴れて後ろ盾のある候補者として選挙戦に臨むことができた。

以上、候補者を二つに大別して検討してきたが、いずれにおいても、そこには委員会などの結社に代表される「選挙集団」の主導性が看取される。立候補を打診された者に関しては、打診されたということから、「選挙集団」の主導性は明らかであろうし、能動的に立候補した者は「選挙集団」の支持を得ていた。候補者の登場の背後には、このような社会的結合が存在していたのである。なお、候補者の決定の後に、彼らを支持する後援会 *comités électoraux* が組織されることがある。例えば、パリ六区では、「諸共和派委員会の総会」で、候補者を「支持する委員会 *comité* を設置することが宣言」されている。<sup>⑫</sup> 新聞史料からは、その具体的な像を描くことは困難であるが、このように「選挙集団」が後援会の設置に関係していること、そして、後援会は選挙期間にしか存在することができず、それ以外の時期は、その役割が「結社」に引き継がれていると指摘されていること<sup>⑬</sup>とを合わせて考えるならば、「選挙集団」と後援会の関係は浅からぬものであつたと考えられる。

それでは次に、明確な形を有し、分析の容易な結社を対象として、「選挙集団」の構成員の実像を明らかにする。<sup>⑭</sup> 個々の構成員の略歴、職業などがわかる史料は、管見の限りほとんどないが、結社の入会条件を手掛かりに、ある程度の像を提示することは可能であろう。以下、結社の定款をもとに入会条件を検討する。セヌヌエマルヌ県のモーに設立された「モー共和主義同盟委員会」は、入会規定として、モー郡の選挙人名簿への記載、さらに会員二人の推薦、および委員会の総会での承認が求められている。<sup>⑮</sup> また、入会時には五〇サンチーム（〇・五フラン）支払う必要がある。<sup>⑯</sup> パリの「五区共和主義同盟」も入会に際し、一フランの納入と会員二人の推薦を要求し、総会での承認を必要としている。<sup>⑰</sup> しかも、それらに所属し続けるには、会費を支払う必要がある。オート・ピサヴォワ県の「トーヌ小郡共和主義協会」では、会費として毎年二フランの支払いが求められている。<sup>⑱</sup> また、アルデンヌ県に設立された「民主主義と社会問題を検討する共和主義

委員会」では、最低額を三フランとする任意の額を、月ごとに会費として納入することが規定されている。さらに、会費を一定期間払わなければ、何らかのペナルティが与えられる。上述のアルデンヌ県の共和主義委員会は、会費を支払わなければ委員会の集会に出席できないとしているし、パリの「七区民主主義的共和主義委員会」は、月二五サンチームの会費を三か月滞納した人物を退会扱いにすると定めている。以上から、「選挙集団」への参加は、恒常的な会費の納入が可能なる人物に限られることがわかる。

「選挙集団」が入会金や会費を求めるには理由がある。上述の通り、選挙には莫大な費用が掛かる。膨大な選挙費用を捻出し、候補者を支持するために、「選挙集団」は日常的に資金集めに奔走せざるをえない。それでも選挙費用は賄いがたく、保守派に比して資金力に乏しい共和派議員は、選挙ポスター製作業者らに対して借金をし、当選後の議員手当て返済していた。<sup>20</sup> 前述の入会金および会費の額を、当時の労働者の賃金と比較すれば、経済的に富裕でない者の参加も決して不可能ではない。しかし、入会に際しての、推薦や総会での承認の存在をもあわせて考えるならば、「選挙集団」の構成員として、社会的、経済的に社会の上層に位置する「名士」が最初に想定される。「委員会」は地方議員を中心に構成されていたとユアールは指摘しているし、<sup>21</sup> グレヴィの指摘によると、ガンベッタは選挙を組織的に行うために、一八七三年以降、県議会を使ってその選挙区の資料を集めていた。<sup>22</sup> これらの指摘もまた、地方議員や市長が「選挙集団」の中核をなしていたという結論を導く。筆者が参照した史料の中で、部分的にはあるが、その構成員の実像の一端を教えてくださいるのが「ヴァンデ県共和主義協会」である。この協会は、地理的に階層化された小郡委員会、県委員会、中央委員会という組織体系を有していた。このうち中央委員会は、その一三人の構成員のうち、下院議員が一人、県議会議員が一人、郡議会議員が一人、市長が六人、前市長が一人となっている。<sup>23</sup> また、県委員会も、選出された小郡の代表三人に加え、ヴァンデ県の共和派下院議員、上院議員、県議会議員、郡議会議員から構成されると定められている。これらは部分的にはあれ、「選挙集団」の中心に地方議員が存在したことを傍証している。すなわち、「選挙集団」には地方議員を中心とした、

一種の社会的結合関係が見られる。また、地方議員という観点で言えば、「ボルドー第四選挙区の県議会議員と郡議会議員の集会」で候補者が「全会一致」で「決定」されたジロンド県の事例<sup>⑤</sup>に示されるように、「選挙集団」に加入しているかどうか判然としない地方議員も、候補者の登場に関係していた可能性に注意すべきであろう。

さて、ここまで立候補を打診する側について検討してきた。これに対し、立候補を打診される側、すなわち下院議員選挙の候補者について簡単に触れておきたい。

第三共和政期の下院議員に関するプロンボグラフィ研究の先駆者であるマッティ・ドガンによると、下院議員選挙の候補者の大部分は、市長、市議会議員、県議会議員から選ばれていた<sup>⑥</sup>。しかし、候補者の具体的な社会的出自などに関しては、今のところ研究がなされていない。そのため、ここでは、どのような人物が下院議員になっているのか、当選した下院議員の社会的出自に関してドガンの研究を利用したい。ドガンによると、第三共和政における下院議員の社会的出自は、時の経過とともに上流階層の割合が減少し、中流・下流階層が増加していく。ゆえに、本稿が対象とする時期に関しては、いまだ上流階層（ドガンの言を借りれば「貴族」や「大ブルジョワジー」）の割合が比較的多いと考えるべきであろう<sup>⑦</sup>。ただし、これはあくまで下院議員になった人物に限定され、厳密には候補者の社会的出自ではない。下院議員になることのできなかった候補者も多く存在するため、この点には注意が必要であろう。

ここで注目すべきは、先ほど確認した「選挙集団」構成員の社会的構成と候補者の社会的出自の類似ではなからうか。上述の通り、立候補においては「選挙集団」の主導性が見られた。「選挙集団」が候補者を支持するにあたり、候補者の立候補を承諾、あるいは彼らへの立候補の打診を決定していたならば、その集団の有する社会的結合関係に含まれる、またはそれに近い人物が候補者となったであろうことは容易に想像される。彼らの背後にそのような集団が存在する以上、「選挙集団」構成員と候補者の社会的出自は一定程度の類似性を帯びるのではないかと推測される。ただし、本稿で利用している史料からは、より具体的な「選挙集団」構成員と候補者の社会的出自に迫ることは困難を伴うため、ここでは

可能性を指摘するにとどめたい。

以上で確認したように、候補者の出現には、「選挙集団」の主導性が強く作用していたことが明らかとなった。一選挙区には、このような「選挙集団」が複数存在した。例えば、共和派の中でも、オポルチュニストと急進派の委員会、その他の共和派系協会、さらには、それ以外の集団も潜在的な「選挙集団」として存在しうる。それに応じて、「選挙集団」に支持される候補者も複数存在する。しかし、保守派との選挙戦を見据えるならば、票の分裂を防ぐために、共和派で単一の候補者を支持する必要があった。そのために、共和派内で現れた複数の候補者から、可能な限り一人に絞り込む必要が出てくる。そのような候補者の一本化が行われるのが、次に見る選挙集会であった。そこで次節では、候補者を絞り込む選挙集会に焦点をあてる。

## 第二節 選挙集会における候補者の一本化

本節では、候補者が絞り込まれる過程を軸に据えながら、選挙集会における諸主体の行動に焦点をあてる。

まず、候補者の行動について検討したい。パリ九区第一選挙区で開かれた公開集会では、現職のアナトール・ド・ラ・フォルジュの演説が行われた。彼は議会での自らの投票行動について説明したうえで、これから先の選挙公約を展開し、「全会一致で承認」されている。<sup>②①</sup> 同じくパリ九区の第二選挙区では、ある三人の共和派候補が、その中の一人を「支持する急進派委員会」によって組織された集会で演説を行った。そこでは、候補者の一人であるランクが、自らがパリ・コミューン時に指揮した九区区长の経歴を引き合いに出し、その際に暴力には加担せず、調和に奮闘したと力説した。さらに、自らの選挙公約として「憲法改正、上院議員の終身制の廃止、あらゆる教会特権の廃止」などを支持する旨を演説している。<sup>②②</sup>

これらの事例からは、演説を行う候補者像が浮かびあがる。選挙集会は候補者を絞り込む場であるため、演説はその過

程を勝ち抜くための行動と言える。さらに、その内容に踏み込めば、下院での投票行動や自らの業績の説明が主だったものとなる。また、投票行動や業績といった、いわばこれまで行ってきたことに對し、これから行うこととして選挙公約が披瀝される。これらの内容は、候補者を絞り込むための一つの基準になりえただろう。

しかし、選挙集会の演壇は必ずしも候補者に占有されない。すなわち、候補者以外の選挙人が演壇にあがることもある。パリ七区において、四年前からこの区の「選挙戦を指揮してきた委員会の手になる集会」では、候補者であるフレボアの立候補が複数の演説者によって擁護された。また、これに對し、他の選挙人が、第二回投票での辞退を条件に、労働者候補の立候補を要求している<sup>④</sup>。パリ一区では、候補者である「イヴ・ギヨの委員会によって組織され」た集会において、選挙人がギヨの立候補を支持する演説を行い、同時に同選挙区で立候補している労働者候補の支持者に對し、急進派の分裂を防ぐために、辞退を勧めている。これに對し、別の選挙人は労働者候補を擁護している<sup>⑤</sup>。

これらの事例に見られるのは、候補者の擁護あるいは批判といった選挙人の行動である。しかし、選挙人の行動はそれだけにとどまらない。パリ二〇区では、「反オポルチュニスト委員会」による集会において、数人の演説者が候補者に對して、パリ二〇区を略奪者一味から救う術に關して問うている<sup>⑥</sup>。この事例からは、選挙人と候補者の間で交わされる議論の一端が窺える。これも候補者を絞り込むうえで、選挙人の判断材料となりえたことは想像に難くない。

以上見てきたように、選挙集会での実践は多岐にわたる。そして、これらの選挙集会は選挙期間において一回のみ開かれるわけではない。刻々と変化する状況に合わせ、複数回、選挙集会は開かれていた。一例を挙げるならば、パリ一区では候補者を絞り込む選挙集会が、新聞史料から確認しえた限りでも五回開かれている<sup>⑦</sup>。実際は、これよりも多かったと考えられる。このように、選挙期間を通じて幾度も開かれる選挙集会であるが、その根本的な目的は候補者の一本化にある。選挙集会は最終的に候補者を選び、決定するに至る。それでは次に、選挙集会において候補者が決定される瞬間を問題にする必要がある。



選挙集会において候補者が決定された際の新聞を見ると、「全会一致」や「大多数」といった、具体的な数字を示さない表現が目立つ<sup>⑧</sup>。この意味するところを考えたい。後述するが、選挙集会には多くの人々が参加していた。さらに公開集会であれば、参加者数の把握は困難であつたらうし、また、その集会において候補者の決定まで議事が進むか否かも確実ではない<sup>⑨</sup>。ゆえに、ある程度の事前準備を要求する筆記投票で決定されたとは考えにくい。上述したパリ九区第一選挙区  
の選挙集会においては、起立投票で候補者が決定しているし、「モ－共和主義同盟委員会」でも、集会での投票を「起立  
採決」で行うよう規定されている<sup>⑩</sup>。このように、選挙集会においては、本来の選挙における投票とは異なる形で候補者が  
決定されていたと推察される。

このようにして選挙集会で候補者が絞り込まれるが、その決定は法的拘束力をもたず、選ばれなかった候補者は必ずしも選挙戦から身を引く必要はない。しかし、多くの選挙人が参加した選挙集会において、支持を得られなかったという事実は、候補者および「選挙集団」に一定の決断を迫るものであつたと考えられる。

以上、このように多岐にわたる活動が行われる場である選挙集会を、候補者を絞り込む過程において見ると、「選挙集団」に加入していない選挙人も、そこにおいて大きな影響を与えていたことがわかる。すなわち、彼らは選挙の投票日以前に、候補者の絞り込みに関与していたのである。ここで問題とすべきは、選挙集会の参加者数が当該選挙区の選挙人数に占める割合であろう。明確な値を導出することは困難を伴うが、推定を試みたい。

一八八一年総選挙における選挙区割りには、「下院議員選挙法」によつて規定されている。それによると、選挙区割りの基準は、選挙人名簿に記載された選挙人（以下、記載選挙人）ではなく人口である。そのため、まず各選挙区に記載選挙人数を把握する必要がある。ユアールによれば、一八八一年総選挙時に最も記載選挙人が多かった選挙区は、フランス領インドの六五、三〇五人、次いでマルマンド選挙区（ロット・エ・ガロンヌ県）の三二、一〇六人であつた。同様に、最も記載選挙人の少なかった選挙区は、コーチシナの一、三九八人、次いでバルスロネット選挙区（バス・ザルプ県）の三、六四三人

であった。<sup>②</sup> 選挙区割りが特殊な海外領土を除くとすれば、一八八一年の総選挙時には、一つの選挙区に記載選挙人が五〇〇〇人から三〇、〇〇〇人程度存在したと考えられる。これを踏まえて、選挙集会の参加人数について推定する。一八八一年に制定された「集会の自由に関する法」第五条の規定にしたがうと、選挙集会への参加は当該選挙区の選挙人、候補者、両議院議員、各候補者の代理人にのみ許されていた。そのため、ここでは選挙集会の参加者の大部分が選挙人であったと考え、新聞史料に記載された参加人数をもとに推定を進めたい。選挙集会の参加人数を、新聞史料から判明する限りで推測すれば、おおむね数百人から数千程度と考えられる。一例を挙げると、記載選挙人が八、二五二人であったパリ六区で開かれた集会には、「千人以上の選挙人」が参加していた。<sup>③</sup> 人口の集中しているパリであることと、新聞が不正確である可能性を考慮する必要があるものの、選挙集会に参加していた選挙人の数は、選挙区の記載選挙人数と比較しても決して少なくないと考えられる。それらの少なからぬ選挙人が選挙集会に参加し、候補者を絞り込む過程に関与していたのである。

ここまで、候補者を絞り込む場としての選挙集会に焦点をあて、考察を進めてきたが、最後に集会を主催する主体について考えたい。新聞史料からは、候補者を支持する「委員会」によって主催された事例が目立つ。<sup>④</sup> このことは、すなわちそれ以外の集団は主催していなかったということを意味しないが、少なくとも「委員会」が主な主催者であったと考えられる。この「委員会」という表記が、はたして前出の委員会を指すのか、後援会を指すのかは判然としないが、先に述べたように、この二者には連続性が見られるため、いずれにせよ、「選挙集団」がここでも主導性を発揮していたと考えられる。選挙集会の目的は、候補者を可能な限り一人に絞り込み、票の分裂を避けることであった。その過程で候補者の支持を求めることもできた。さらに、先ほど指摘したように、選挙集会の結果いかによっては、候補者および「選挙集団」は一定の決断を迫られたと考えられるが、それによって戦術の変更を行い、以降の選挙戦を優位に進めていくこともまた可能となるだろう。このような利点が「選挙集団」をして集会を開かせたのではないだろうか。ただし、選挙集会が、

「選挙集団」に対してのみならず、選挙人と候補者の直接的接触を可能にするという意味で、選挙人にも大きな利点をもたらし<sup>⑦</sup>たことには注意を要する。

さて、ここに見てきた一連の過程を経て選ばれた候補者が、選挙本番に臨むこととなる。なお、「選挙集団」の存在は潜在的であるため、候補者が複数現れない選挙区も、当然ながら存在する。そこでの選挙集会は、また違った様相を呈したであろう。候補者の演説など支持を得るための活動はなされたであろうが、候補者を絞り込む必要はなかったと考えられる。この点を踏まえると、当該選挙区の「選挙集団」の数やそれらの協調性などによって選挙集会の実践も変わりうる。以上、単記式投票制における下院議員の選出過程を検討してきた。ここでは、選挙期間に焦点をあててきたが、選挙の投票日当日に関しては、論の構成上、名簿式投票制における下院議員の選出過程を見ていく次章で触れることとしたい。

- ① *St.*, 3 août 1881.; *JD.*, 9 août 1881.; *JD.*, 15 août 1881.; *TF.*, 20 août 1881. 以下では、このように複数の新聞を註に記す場合、本文中に直接引用しているものを一番目に記し、他の関連する記事は二番目に降に記す。一番日以降の記事も直接引用している場合、その個所に註を付してある。直接引用がない場合はこの限りではない。
- ② *St.*, 9 août 1881.
- ③ *A. Ranc. Souvenirs : Correspondance 1831-1908.* Edouard Cornély & Cie, Paris, 1913, p. 317.
- ④ *Statuts de la société républicaine du département de la Vendée.* 1885.
- ⑤ *St.*, 2 août 1881.
- ⑥ «*Reunions publiques*»を「公開集会」とする理由に関しては、以下を参照。木下賢一「第二帝制末期のバリの公開集会(一八六八一—一七〇)」、*史學雑誌*「八六—七、一九七七年、一〇五一頁、註(一)。
- ⑦ *C. Bigaut, «Reunion electorale», dans : Perrineau et Reynie (dir.),*
- ⑧ *op. cit.*, pp. 802-803.
- ⑨ バリー区では、レ・アル地区の行商人の大多数からなる私的集会にて、立候補打診が行われている。*St.*, 3 août 1881.; *TF.*, 3 août 1881.
- ⑩ *St.*, 2 août 1881.
- ⑪ *Hard.* *Le Suffrage universel*, p. 294.
- ⑫ ユーアルによると、政党ができる以前は、選挙費用は候補者と「委員会」の負担によって賄われていた。*Hard.* *Le Suffrage universel*, p. 295. ユーアルは委員会の協力にのみ触れているが、先の検討から「*op. cit.*」より広く何らかの社会的結合にもつく集団を想定すべきであろう。
- ⑬ *St.*, 5 août 1881.
- ⑭ *Grévy, op. cit.*, p. 130.
- ⑮ ここで検討に付した結社は以下の通り。「バステティア共和主義中央委員会」(コルス県)、「七区民主主義的共和主義委員会」(旧共和主義選挙委員会(パリ))、「民主主義と社会問題を検討する共和主義委員

- 会」(アルテナヌ県)、「共和主義、急進、社会主義委員会サン＝テイエヌヌ選挙基金協会」(ロワール県)、「グランヴィリエ小郡共和主義同盟協会」(オワーズ県)、「タルン県共和主義連合プロバガンダ県協会」(トーヌ小郡共和主義協会)、「オート＝サヴォワ県」(ヴァンデ県共和主義協会)、「ドルヌス小郡選挙委員会」(ニエーヴル県)、「マルシヤック小郡共和主義委員会」(シエール県)、「モー共和主義同盟委員会」(セーヌ＝エ＝マルヌ県)、「三区共和主義委員会」(ン)、「五区共和主義同盟ソルボヌヌ地区グループ」(ン)。
- ⑮ *Statuts et règlement du comité de l'Union républicaine de Meaux*, 1881.
- ⑯ *Ibid.*
- ⑰ *Union républicaine du 5<sup>e</sup> arrondissement, Groupe du quartier de la Sorbonne*, Statuts, 1882.
- ⑱ *Statuts de la société républicaine du canton de Thônes*, 1885.
- ⑲ *Comité républicain démocratique et d'Études sociales*, Statuts, 1885.
- ⑳ *Ibid.*
- ㉑ *Comité républicain démocratique du VII<sup>e</sup> arrondissement (ancien comité électoral républicain)*, Statut, 1881.
- ㉒ *Huard, Le Suffrage universel*, p. 296. 「上院議員選挙法」第十七条に「下院議員の手当は、『第二共和政選挙法』第九六条にしたがって年間九、〇〇〇フランと規定されてゐる。」
- ㉓ クリストフ・シャルルによると、一八八一年のリヨンでの男性労働者の日給は四・八五フラン、同じくロワール県のサン＝テイエヌヌでは三・九四フラン、アルデーシュ県のブリヴァアでは三・〇五フランであった。パリの熟練労働者に関しては、家具職人が一八八二年に八フラン、一八八六年に七・七五フラン、宝飾品細工師が一八八六年に七・五フランの日給を得ていた。C. Charle, *Histoire sociale de la*

*France au XIX<sup>e</sup> siècle*, Seuil, Paris, 1991, pp. 291-292.

- ⑳ *Huard, Le Suffrage universel*, p. 267.
- ㉑ *Grévy, op. cit.*, p. 193.
- ㉒ 同じく「市長」と表現しているが、これはいわゆるコミュニティの長のことを示す。フランスの行政単位としてのコミュニティは、日本のように「市」「町」「村」と区分されていないため、本稿では便宜上、区別するにやむなく「市」として記す。
- ㉓ *Statuts de la société républicaine du département de la Vendée*, 1885.
- ㉔ *ST*, 8 août 1881.
- ㉕ M. Dogan, «Les filières de la carrière politique en France», *Revue de sociologie française*, 8-4, 1967, p. 480.
- ㉖ ヌカンによると、一八七一年には「貴族」と「大ブルジョワジー」が七〇%を占めていたが、これが一八九三年には五五%、一九一九年には四〇%と徐々に減少していく。そのため、本稿が対象としている一八八一年と一八八五年の総選挙時には、当選した下院議員の半分程度が「貴族」あるいは「大ブルジョワジー」であったと考えるのが妥当である。
- ㉗ *Ibid.*, pp. 469-470.
- ㉘ *PJ*, 17 août 1881.; *ST*, 16 août 1881.; *PJ*, 16 août 1881.
- ㉙ *ST*, 10 août 1881.
- ㉚ *PJ*, 11 août 1881.; *ST*, 10 août 1881.; *PJ*, 10 août 1881.
- ㉛ *PJ*, 6 août 1881.
- ㉜ *PJ*, 16 août 1881.; *FL*, 15 août 1881.; *TE*, 16 août 1881.; *PR*, 16 août 1881.
- ㉝ *PJ*, 16 août 1881.
- ㉞ 同一の集会を示すと考えられる記事も含めて以下の通り。*PJ*, 10 août 1881.; *ST*, 10 août 1881.; *FL*, 10 août 1881.; *TE*, 10 août 1881.;

PR. 12 août 1881.; Pj. 13 août 1881.; St. 13 août 1881.; TE. 13 août 1881.; Fl. 15 août 1881.; Pj. 16 août 1881.; TE. 16 août 1881.; PR. 16 août 1881.; TE. 18 août 1881.; Fl. 20 août 1881.; St. 21 août 1881.

③⑧ 例えば、パリ十区の第一選挙区で開かれた集会では、カミーユ・ペルタンの立候補が「大多数」で可決されている。Pj. 13 août 1881.

③⑨ 選挙集会在、候補者の決定を行うことなく解散される事例は枚挙に暇がない。例えば、八月一〇日の新聞各紙によると、パリ一区で行われた集会では候補者の演説がなされたが、立候補の検討に関しては後日に延期されている。St. 10 août 1881.; Fl. 10 août 1881.; TE. 10 août 1881.

④⑩ Fl. 16 août 1881. 同様にパリ一九区の選挙集会在でも、拳手投票が行われてゐる。Pj. 10 août 1881.

④⑪ この委員会の集会上は、会員でなければ出席できないとされているため、この集会上は私的集会和解するのが妥当であると考えられるが、出席者をより把握しやすい私的集会ですらこのような方法で決を採っていることを考えると、公開集会ではなおさらであらう。Statuts et règlement du comité de l'Union républicaine de Meaux. 1881.

### 第三章 名簿式投票制における下院議員の選出過程——一八八五年の下院議員総選挙——

#### 第一節 候補者名簿の作成

本章では、名簿式投票制における下院議員の選出過程を検討する。それにあたり、紙幅の浪費を避けるため、ここでは投票形態の変化に伴って大きく変化した部分に焦点をあてたい。

③⑫ Huard, *Le Suffrage universel*, p. 261.

③⑬ 例えば、八月三日付の「ル・ブチ・ジュルナル」紙によると、パリ一区では共和派の集会上に三〇〇〇人もの選挙人が参加していた。Pj. 13 août 1881.

④⑭ Huard, *Le Suffrage universel*, p. 261.

④⑮ St. 10 août 1881.

④⑯ 筆者が参照した、主催者の判明する選挙集会的のうち、八四％は「委員会」によって開かれている。

④⑰ 選挙集会以外で選挙人が候補者について知る回路としては、「選挙集団」や候補者による公約や手紙の送付がある。例えば、パリ九区では、候補者のランクがサン・ジョルジュ地区とロシュニユール地区の選挙人に、公約を掲載した回状を宛てているし、ジロンド県では、元セーヌ県知事のオスマンがレスパール郡の選挙人に手紙を宛て、立候補する旨を知らせている。St. 14 août 1881.; St. 10 août 1881. 無論、本稿で主史料として用いている新聞も回路の一つである。また、選挙期間中に掲示されるポスターや、配布されるビラも候補者の周知に資したであらう。

名簿式投票制はその名が示す通り、候補者名簿の作成に特徴がある。そこで、名簿の作成から選出過程の分析を始める。まず、名簿作成の主体について見ていきたい。マルヌ県では、県の「全ての小郡が代表され」た「共和派代表大会の総会」が開かれ、二度の会議と、九人の候補者が演説した一度の討議の後に、投票を経て、六人が候補者として「宣言」されている<sup>①</sup>。同様に、セーヌ＝エ＝マルヌ県でも、「公開集会で正規に選出された後援会のメンバー、および共和派県議会議員、郡議会議員、市長」が招集された、候補者を議席数と同数まで絞り込むための「共和派代表」の集会が開かれ、各候補者の演説の後に、投票を経て、候補者が「指名」されている<sup>②</sup>。これらの事例からは、名簿作成の代表的な主体として結社が現れる。しかし、前章と同様、それ以外の集団も見えて取ることができる。セーヌ県では、「一六三の労働会議所や団体、委員会」から構成される「連合」が名簿を作成し、「革命的社会主義連合委員会」にその「名簿を送付して」いる<sup>③</sup>。また、ジェル県では、共和派の名簿が決定されていない状況に対して、「『レピュブリカン・デュ・ジェル』紙の株主たちが株主総会にて候補者を「指名」した<sup>④</sup>。

これらの事例からは、多様な主体が名簿作成に関わっていることがわかるが、いずれにせよ、名簿作成の主体として、前章で検討した「選挙集団」が想定される。そして、「選挙集団」が選挙区内に潜在的に複数あることも前章で確認した通りである。名簿式投票制での選挙区は、単記式投票制における郡より広く、県となっているため、単記式投票制下の選挙区が複数集まったものと考えられる。それに合わせ、「選挙集団」もより多くなる。名簿式投票制では、「選挙集団」が大会として集い、そこで候補者を絞り込んだ後に、最終的な候補者名簿を作成する。票が割れるのを防ぐために、共和派や保守派といった、一定の目的や利害を同じくする単位で単一の名簿を作成しようとするのである。

それでは、前章と同様、候補者決定の瞬間（ここでは名簿作成の瞬間）を問題にしたい。本節の冒頭で示したマルヌ県の事例に関しては、「投票数三二三票、絶対多数一五七票」と新聞紙上に書かれている<sup>⑤</sup>。同様にセーヌ＝エ＝マルヌ県の事例でも、候補者の獲得票数が明記されている。前章で検討に付した候補者決定の瞬間とは対照的に、ここでは具体的な数

字が挙げられていることに注意を促したい。既に確認したように、名簿式投票制では、選挙区内の多様な「選挙集団」が大会として招集されて名簿が作成される。招集されるという性格上、参加者の把握も容易であるから、具体的に投票数を把握することが可能であったと考えられる。

このように、共和派や保守派といった単位で単一の名簿を作成する名簿式投票制であるが、実際の一八八五年総選挙ではその意図に反して、共和派内の分裂に伴い、大半の県で共和派による名簿が複数作られた。『ル・プチ・ジュルナル』紙掲載の各選挙区における候補者名簿の一覧を見ると、一八八五年総選挙では、フランス本土に存する八八選挙区のうち、共和派名簿が一つに統一された選挙区は二四にとどまっている。とりわけセーヌ県では、共和派だけで一〇もの候補者名簿が作られている<sup>⑧</sup>。これに対し、保守派は、候補者名簿を作成している選挙区すべてで統一の名簿を作った。ユアールによると、この時期の保守派は、王党派とボナパルティストの間で右派同盟なる選挙同盟をなしており、それゆえ、このような状況が生じたと考えられる。

以上をまとめると、単記式投票制下の選挙と同じく、立候補には「選挙集団」が大きくかかわっており、それらは選挙区内に、多様に、かつ複数存在した。しかし、名簿式投票制では県を選挙区の単位としているために、より広範に、より多くの「選挙集団」が存在する。ゆえに、単一の候補者名簿作成のために、選挙区内の多様な「選挙集団」を大会として招集し、名簿作成が行われたのである。

ここまで候補者名簿の作成過程を見てきたが、立候補するためには必ずしも候補者名簿に載る必要はなく、独立での立候補も可能であった。前出の『ル・プチ・ジュルナル』紙掲載の候補者名簿一覧によれば、一八八五年総選挙において独立して立候補した候補者は三一人（二二県）いた。しかし、独立して立候補した候補者の数が候補者全体の数に占める割合は僅かである。一八八五年総選挙における共和派の候補者数は、フランス本土に限れば一、一一八人、同じく保守派の候補者数は五四九人、全体で一、六六七人であった。<sup>⑩</sup>すなわち、独立して立候補した候補者の割合は全体の約一・九%に過

ぎない。やはり名簿式投票制においては、候補者名簿に記載されて立候補することが一般的であったと考えられる。当時、統一された投票用紙は存在せず、それゆえ、候補者は自らの名を記した投票用紙を添付した形でピラを配布していた。選挙人はそれを切り取って投票箱に入れることもできたのである。となれば、「選挙集団」はピラに、名簿記載の全候補者の名を記した投票用紙を添付して配布していたと考えられる。それゆえ、多くの票の獲得が見込める候補者と同じ名簿に記載されれば、自らの当選確率も上昇する。これに加え、前章で述べたように、選挙には莫大な費用が必要となるため、候補者は「委員会」の支持が必要であった。特に、名簿式投票制では、選挙区が県となり、単記式投票制に比べてはるかに広くなっている。それゆえに、選挙費用も高額となる。また、広大な選挙区を前にして、資金のみならず、「選挙集団」が有する人的資源や組織力を、候補者は渴望したに違いない。一例として、前章で示した「ヴァンデ県共和主義協会」は、前述の通り、中央委員会を頂点とする階層のもとに小郡委員会を有する<sup>⑬</sup>。このような上意下達の組織網は、効率的な選挙活動を可能にしただろう。これらの要因が、ほとんどの候補者に名簿への記載を嗜好させたと考えられる。

以上、候補者名簿の作成について検討してきた。次節では、候補者名簿が作成された後の選挙における活動を見ることとしたい。

## 第二節 候補者名簿作成後の活動

前節で確認したように、ほとんどの候補者は名簿に記載されることになるが、この名簿はしばしば改変された。ピレネ・ゾリアンタル県では、「急進社会主義同盟の大会」での名簿作成後、そこで「指名」された候補者の一人が、当該県のすべての急進派の統合を優先して立候補を辞退している<sup>⑭</sup>。この事例のように、名簿作成の後に、候補者が名簿への記載を辞退または拒否することがある。それでは、候補者の辞退や拒否、あるいは他の要因で名簿に空席が生じた場合、どのように修正されるのか。アリエージュ県では、「進歩主義的共和派名簿の候補者」の一人が死亡したのを受けて「大会が招



集」され、新しい候補者が選ばれている<sup>⑮</sup>。同様に、バス・ピレネ県では県大会が開かれ、死亡した候補者のプラデーバラドゥに代えて、元モレオン郡長のベルドリが候補者に指名されている<sup>⑯</sup>。また、ロワレ県では、共和派大会において決められた候補者の辞退を受けて、大会の投票で次点であった候補者が、後を継ぐ形で立候補している<sup>⑰</sup>。ただし、必ずしも大会が再招集されるわけではなく、オート・ヴィエンヌ県の事例のように、委員会内で代わりの候補者が選ばれることもあった<sup>⑱</sup>。修正のあり方は実に多様を極めたと言える。

このような名簿の修正と並行して、単記式投票制と同様、選挙集会在開かれる。そこではどのようなことが行われたのか。例えば、パード・カレ県では、公開集会で候補者の演説が行われている。その集会には、共和派の演説者に対して反論するために、多くの保守派選挙人も参加していた。そして、経済問題、政治問題について候補者の演説がなされた。この事例からは、演説の場としての選挙集会が読み取れる。

ここに見られる選挙集会の様子は、一見すると単記式投票制下のそれと大きな違いはないように思われる。確かに、候補者や選挙人の活動のみを取り上げるならば、そう大きく異なるものではないだろう。しかし、下院議員の選出過程において選挙集会を見れば、その有する意味の違いに気づく。前章で検討したように、単記式投票制では、「選挙集団」に支持される候補者が、選挙集会において絞り込まれていた。それゆえ、「選挙集団」に加入していない一般の選挙人も、選挙集会を介して、候補者の一本化に一定程度関与できた。これに対し、前節で確認したように、名簿式投票制では県が選挙区の単位であり、それに合わせ、中心となる「選挙集団」によって大会が招集されたことから考えると、そこに一般の選挙人の姿を見出すのは難しい。名簿式投票制では候補者を絞り込む過程が、本節で見た選挙集会以前に、すでに「選挙集団」構成員の間で完結しているのである。特に、候補者名簿を作成する大会は、選挙期間が始まる前になされていることもあり、一般の選挙人が介入しない形式での、候補者を絞り込む過程がここでは見られる。両投票形態における選挙集会の大きな実践の相違と言える。

これまでの二つの章で、下院議員選挙における諸主体の実践を検討してきたが、その分析の焦点は選挙期間に置かれてきた。それでは最後に、選挙当日すなわち投票日の行動について検討し、下院議員の選出過程に関する考察を締めくくりたい<sup>②</sup>。両投票形態は投票の仕方が異なるものの、それ以外に関しては共通する部分が多いため、ここでまとめて扱うこととした。本節では、フィリップ・タンシユールによる浩瀚な研究<sup>②</sup>に拠りながら、投票に関係する主体について説明し、うえで、投票の流れを確認するにとどめたい。

第三共和政期の下院議員選挙においては、投票日は一日のみ（投票時間は午前八時から午後六時まで）であり、投票所は市役所とされていた。ただし、地方の状況や選挙人の数を考慮し、市が幾つかのセクションに分割されることもあり、その場合は各セクションに投票所が設置された。投票所には議長、補佐、書記から構成される事務局が設置される。ここでは、主体としての事務局がいかなる人物から構成されていたのか考えたい。

議長は、当該市に事務局が一つの場合、市長によって務められる。彼らが当日不在の場合、助役か市議会議員が議長を務めることとなる。事務局が複数存在する市では、市長が一つのセクションを選び、残りのセクションの議長は助役か市議会議員によって担われる。彼らがない場合、市長が選挙人から議長を選出する。補佐は、選挙数日前に市長が市議会議員の中から選出する。複数の事務局が存在する場合、協議によって決まるが、その際、選挙人として記載されているセクションに割り当てられるようにする。市議会議員が不足するときは、投票所に出席している最年長と最年少の選挙人に割り当てられる。書記は読み書き可能な選挙人から選ばれる。

このように、選挙当日の投票においては市長や助役、市議会議員といった、いわば地方議員がある程度特別な形で参与していたと言える。彼らから構成される事務局を中心に進められる投票の流れは次の通りである。

投票日には選挙人が投票所に招集される。投票時間になると、議長が選挙人名簿の順にしたがって、選挙人の点呼を行う。呼ばれた選挙人は、集会の外で予め記入した、あるいは候補者名が初めから記載された投票用紙と、行政当局から発行された選挙人カードを持って事務局へと向かう。そこで選挙人は選挙人カードを議長に渡し、事務局の手中に収められた選挙人カードは補佐の一人によってその一隅が切られる。次に、選挙人は投票用紙を議長に渡し、議長は他の投票用紙などが含まれていないか投票用紙を確認し、それを投票箱に入れる。投票と同時に、補佐の一人と書記は記載表の名前の部分に、投票者の名前またはイニシャルを記入する。これにより、一人の選挙人の投票は終了する。第三共和政期には、このような一連の作業を繰り返して投票が行われ、その結果、候補者が下院議員として選出されたのである。

- ① *St.*, 16 septembre 1885; *TE.*, 16 septembre 1885
- ② *TE.*, 19 septembre 1885; *St.*, 21 septembre 1885; *JD.*, 21 septembre 1885; *TE.*, 22 septembre 1885
- ③ *St.*, 13 septembre 1885.
- ④ *Pf.*, 15 septembre 1885; ニール県とシボワンの背景に関する資料を参照。 *TE.*, 19 septembre 1885; *St.*, 19 septembre 1885; *TE.*, 19 septembre 1885; *Pf.*, 21 septembre 1885.
- ⑤ *St.*, 16 septembre 1885; *TE.*, 16 septembre 1885
- ⑥ *TE.*, 19 septembre 1885; *St.*, 21 septembre 1885; *JD.*, 21 septembre 1885; *TE.*, 22 septembre 1885.
- ⑦ *Pf.*, 4 octobre 1885; *Pf.*, 5 octobre 1885.
- ⑧ ヤーム県とサリス de l'Alliance républicaine<sup>14</sup> Union des intérêts de la Seine<sup>15</sup> Liste du Comité industriel et commercial<sup>16</sup> Liste du Comité départemental radical socialiste<sup>17</sup> Liste de l'Union de la presse radicale<sup>18</sup> Liste du Comité central radical socialiste<sup>19</sup> Liste de la Fédération républicaine radicale<sup>20</sup> Liste de la Coalition socialiste révolutionnaire<sup>21</sup> Liste fédérale socialiste<sup>22</sup> Liste du Parti ouvrier<sup>23</sup>
- ⑨ Liste de l'Opposition conservatrice (計一(保守派名簿含む)の候補者名簿が作成された。
- ⑩ R. Huard, *La naissance du parti politique en France*, Presses de la fondation nationale des sciences politiques, Paris, 1996, p. 193.
- ⑪ *Pf.*, 4 octobre 1885; *Pf.*, 5 octobre 1885.
- ⑫ 一八八五年総選挙時には、複数の選挙区での立候補が可能であったこと、また同一選挙区における複数の名簿への記載も可能であったことを考えると、単純に各県の候補者数を合算するのみでは正しい候補者数を求めることはできない。そこで本稿では、同じ姓のものは名前が区別できな限り、同一人物とみなして計算している。正確を期すならば各候補者について人物同定を行うべきであろうが、彼らは候補者であって議員ではないため史料が限られてしまう。しかし、同姓の人物の数自体も全体から見ると少なく、それほど大きな誤差は生じないと考え、上記のような方法で処理を行っている。
- ⑬ Huard, *Le suffrage universel*, p. 294.
- ⑭ *Statuts de la société républicaine du département de la Vendée*, 1885.

⑭ St. 26 septembre 1885.

⑮ St. 15 septembre 1885; St. 22 septembre 1885.

⑯ St. 22 septembre 1885; Pt. 23 septembre 1885.

⑰ 共和派大会で候補者やられたジュボエが立候補を辞退し、大会での投票において次点であったヴィジエが名簿に記載されることとなった。

St. 15 septembre 1885.

⑱ オート＝ヴィエヌ県では、急進派委員会が、立候補を受諾しなかったトゥニユエルに代えて、ダニエル・ラマジエールを候補者として選んだ。St. 21 septembre 1885.

⑲ St. 13 septembre 1885.

⑳ 一八八五年総選挙に関する選挙人団招集のデクレは、一八八五年九月五日に発布されているが、例えば、オート＝ピレネ県では、オボル

## おわりに

本稿では、フランス第三共和政の下院議員選挙において実施された、単記式投票制と名簿式投票制という二つの投票形態下での下院議員の選出過程を検討してきた。検討にあたり、本稿では主要な史料として新聞史料、特に中央紙を使用したため、事例の地方的な偏りは認めなければならないし、それによって地域的な差異を見過ごしている可能性も指摘されるだろう。しかし、第二章で触れたように、選挙の実践のあり方は全国的に、「選挙集団」に影響されたのではないかと考えられる。ゆえに、「選挙集団」の数などに影響を与える、人口や当地の人々の政治意識の程度などが、選挙区レベルでの地域的特性を生むだろう。ここでは、地域性を生じさせる一つの要因として、選挙における社会的結合の重要性を指摘したい。しかし、この点に関しては依然として、より精緻に考察を重ねる必要が残されたままである。

さて、本稿では「議会共和政」とされる第三共和政期の下院議員選挙を、諸主体の実践という観点から検討してきた。

チュニストの候補者名簿が、九月三日に招集された大会にて決定している。Pt. 23 septembre 1885. 同様に、オート＝ロワール県では、共和派の候補者名簿が、九月二日に招集された集會にて決定している。

Pt. 19 septembre 1885.

㉑ 投票日の活動に関しては、内務大臣が各県知事に宛てた、下院議員選挙における行政当局の役割を指示した回状をもとに再現している。

当該回状は一八八一年総選挙および一八八五年総選挙の際に発せられている。各総選挙の際の回状に関しては、順に以下を参照。Bulletin officiel du Ministère de l'intérieur, N. 8, 1881, pp. 325-341; Ibid., N. 9, 1885, pp. 199-213.

㉒ Tanchoux, op. cit.

これまでの各章で、下院議員の選出過程を中心に、選挙における政治的な集団的行動様式を提示することができたと考える。その中でも特に強調すべきことを、以下にまとめたい。

下院議員の選出過程においては、いずれの投票形態でもやり方に違いはあれ、立候補に関して「選挙集団」が強い主導性を発揮していた。そこには、地方議員を中心に、社会の上層に位置する人々が加入しており、地方議員を中核とした社会的結合関係が存在したと考えられる。他方、「選挙集団」に支持される候補者は、その大部分が地方議員であり、社会的出自も上流階層が中心であった。そして、候補者は、「選挙集団」によって主として開催される選挙集会において、選挙人も交えた形でさまざまな活動を行っていく。彼らは最終的に、選挙当日の投票の結果、下院議員として選出されるのである。ここには、「選挙集団」の中核として、そして他方で候補者として、下院議員の選出過程に積極的に関与する、彼ら以外の「選出職」<sup>①</sup>の姿が見られる。

最後に、以上を踏まえ、「議會共和政」を議員という視角から理解する視座について展望を示したい。現在、フランス近現代史において、議員研究は主としてプロソポグラフィの手法を用いてなされている。<sup>②</sup>それらの研究によって、集団としての各議員職に関して重要な知見が与えられてきたことは認められるべきであろう。しかし、それらの研究は、その手法からして、各議員職それ自体を検討対象としている。だが、これらの職は兼任されていることが多く、<sup>③</sup>また、一人の政治家の政治人生においても、複数の議員職が階梯的に経験されていた。<sup>④</sup>そのことから、これらの集団は個別の議員職ではなく、「選出職」という、より広い枠組みにおいて研究されなければならないのではないか。第三共和政は、本稿において強調されているように、下院の優越に示される「議會共和政」であった。しかし、下院議員の選出過程には他の「選出職」の関与が見られ、また、彼らがいずれ下院議員となっているのである。筆者は、このような個別の議員職という枠組みを越え、「選出職」全体で考える視座を新しい研究枠組みとして提示するとともに、各議員職を包括する、「議會共和政」の政治文化の理解に繋げたいと考えている。このように捉えるならば、本稿で検討した下院議員の選出過程は、「選

出職」内の議員職間の移動、および「選出職」という枠組みの外から内、もしくは内から外への移動と言えるだろう。この論を、より具体的にかつ精緻にするには、要となる「選挙集団」の有する社会的結合関係を、より詳細に検討する必要がある。また、今回検討することができなかった、保守派の選挙における集団的行動様式との比較を通じて、共和派の政治文化の特質に迫らなければならない。本稿では、選挙における集団的行動様式を明らかにしたが、そこに意味を読み解くことが、政治文化理解には不可欠であろう。さらに、上述の政治的階梯や兼任の問題を政治文化として捉え、考察することも要求されるであろうが、それらに関しては別稿に譲り、本稿を締めくくりたい。

① 「選出職」としては、本稿が対象としている下院議員の他に、選挙で選出される、上院議員、県議会議員、郡議会議員、市議会議員、市長、助役を念頭に置いている。上院議員は普通選挙によらないもの、これらの「選出職」によって選出される。市長・助役の選出は、一八八二年から市議会議員による互選となっている。

② 本稿で引用しているものも含め、以下のような研究がある。  
Mayer, Chaline et Corbin (dir.), *op. cit.*; J.-M. Mayer et A. Corbin (dir.), *Les immortels du sénat 1875-1918 : les cent seize inamovibles de la Troisième République*, Publications de la Sorbonne, 1995; Dogan, *op. cit.*; Id. (La stabilité du personnel parlementaire sous la Troisième République), *Revue française de science politique* 3-2, 1953, pp. 319-348; J. Bécard, «Noblesse et représentation parlementaire : les députés nobles de 1871 à 1968», *Revue française de science politique*, 23-5, 1973, pp. 972-983; N. Nagai, *Les conseillers municipaux de Paris sous la Troisième République (1871-1914)*, Publications de la Sorbonne, Paris, 2002; M. Agulhon et al. (dir.), *Les maires en France du Consulat à nos jours*, Publications de la Sorbonne, Paris, 1986; 長井伸仁「第三共和

政期のパリ市議会議員(一八七一一一九四年)」「史林」八二一四、一九九九年、五二五-五六〇頁(以下、長井、「パリ市議会議員」と略す)。同「議員とその資産——第三共和政前半期(一八七〇-一九一四年)のパリ市議会議員の事例」「社会経済史學」六七一六、二〇〇二年、六七一-六八八頁。

なお、フランス近現代史における研究方法としてのプロンポグラフィに関しては、以下を参照。長井伸仁「フロンポグラフィとミクロの社会史——フランス近現代史研究の動向から——」「思想」一〇三三-一〇一〇年、一四三-一五九頁。

③ 例えば、ノール県やパリ近郊の県では、五一-七〇%の議員が複数の委任を兼任しているし、サルト県選出の下院議員も、多くが県議会議員や市長を兼任していたとされている。S. Guillaume et B. Lachaise, «Essai de synthèse régionale», dans : Mayer, Chaline et Corbin (dir.), *op. cit.*, pp. 82-83.

④ 議会への道は地方議員職から始まるものが最も多し。Ibid., p. 82. 下院議員選挙の候補者の大部分が、市長、市議会議員、県議会議員から選ばれていたことは上述の通りである。さらに、第三共和政期に上院議員になった一七〇九人のうち、九三八人が下院議員から上院議

員ぶなりである。M. Dogan, 《Longévité des carrières politiques. Une biographie collective》, dans : *Mayeur, Chaline et Corbin (dir.), op. cit.*, p. 295. パリ市議会議員の、四五二名中一三九人がパリ市議会を離れた後も議員としての経歴を積んでおり、うち一三〇名は国会議員に

なっていた。長井、「パリ市議会議員」、五五四-五五六頁。ここでは、地方議員職から始まり、下院議員を経て上院議員となる、一連の議員職間の移動が見られる。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Electoral Process of the Deputies of the Early French  
Third Republic (1870–1914):

*La République parlementaire* Seen Through Its Elections

by

TANIGUCHI Ryosei

French Third Republic is often called “la République parlementaire.” It is characterized by the prominence of legislative power, especially the Chamber of Deputies, in contrast to executive power. So, if the French representative system took root then, we need to consider the political culture of the *élus*, who were its main actors.

This article interprets *la République parlementaire* through a consideration of the *élus*. For that purpose, particular importance is placed on the role of elections.

In section 1, research on elections in French modern history is examined critically, and the object of study in this article is clarified. There have been two approaches in the research on elections in modern French history. One is the legal historical approach, which has focused on electoral systems, legislation and rights. The other is the political historical approach, which has considered the meaning of elections in terms of politics. The latter has focused especially on interpretation of electoral results. In contrast, electoral practices have been overlooked in this approach.

But, since 1980s, research focusing on some electoral practices (the social and cultural historical approach) has multiplied. Various research on electoral practices, however, has treated separate practices, but not explained them systematically as one process.

This article therefore establishes the as yet unexamined axis of the electoral process of deputies in order to gain a systematic comprehension of electoral practices. And, considering the process as a “mixture” of various practices, the collective behavioral patterns of various actors in elections is explained.

In this article, the object of study is the legislative elections during the first half of the Third Republic. There were at the time two *modes de*



*scrutin*, a *scrutin uninominal* and a *scrutin de liste*. This article thus focuses in particular on the general legislative elections of 1881 and 1885 as elections conducted under each voting method, and examines exclusively the electoral practices of the republicans.

In section 2, the electoral process of deputies under the *scrutin uninominal* is investigated. In the appearance of candidates, the initiative of a group based on some social bond (*groupes électoraux*), for example a committee or society, was strong. It is supposed that it was *notables* who comprised their membership, and at their core were the *élus locaux* in particular. So, there would be a social group around which they centered in the *groupes électoraux*. On the other hand, most candidates who had received their support were also chosen especially from the *élus locaux*. The *groupes électoraux* existed in multiples in the same constituency. So, the candidates who had received their support also existed in multiples. It was in election meetings that the narrowing of candidates was put into practice.

In the election meetings, the candidates made speeches, the electorates defended or criticized them, and finally the candidates were chosen and approved. The electorates not belonging to the *groupes électoraux* thus participated in the narrowing of candidates.

In section 3, the electoral process under the *scrutin de liste* is examined. It started from the creation of the lists of candidates by the *groupes électoraux*. They got together in congress, and created them. After their creation, election meetings were held. But the meaning of these meetings was different from those under the *scrutin uninominal*. In contrast to the electoral meetings under the *scrutin uninominal*, there was little room for the electorates not belonging to the *groupes électoraux* to participate under the *scrutin de liste*.

Based on the above examination, this article explains the following points.

In the appearance of candidates, the *groupes électoraux* held the initiative, regardless of voting methods. There were the social groups on which the *élus locaux* were centered. And most candidates who were supported by them were also *élus locaux*. They conducted various activities with the electorates in election meetings. As the result of an election, they would finally be elected deputies. The *élus* (namely, *sénateurs*, *députés*, *conseillers généraux*, *d'arrondissements* and *municipaux*, *maires* and *adjoints*) participated in the electoral process for deputies as the core of the *groupes électoraux* and the candidates.

Based on these conclusions, the following points can be elucidated.

Recently, assemblymen have been researched mainly with a prosopographical approach in modern and contemporary French history. But the focus has been on the occupations of assemblymen. The occupations of the assemblymen were often held as concurrent posts, and, in the political life of one politician, plural occupations of the assemblymen might be experienced gradually over time. So they need to be researched in the framework of the people who were elected, not each individual assemblyman. I present here a perspective for reconsidering the framework for the entire body of people who were elected and hope to comprehend the political culture of *la République parlementaire* that embraces the *élus* in this new framework.

The Significance of the Debate on “In the Names of  
Their Respective People” in Reassessing the Debate on  
the Kellogg-Briand Pact  
as an Instrument of National Policy

by

SAKAI Kazuomi

The aim of this paper is to explore the relationship between the democratization of diplomacy and international cooperative diplomacy through an examination of the domestic debates that broke out in Japan over the Kellogg-Briand Pact as an Instrument of National Policy. The Kellogg-Briand Pact was proposed by the United States, but it was not intended to actually renounce war but to pander instead to the anti-war sentiment of the public. Although the Kellogg-Briand Pact had the character of an international peace proclamation, the clause reading “in the names of their respective peoples” was criticized in Japan as violating the sovereignty of the emperor and became a political issue. Pedantic and futile disputes over this clause then ensued. Premised on the idea that concluding a treaty on the basis of the sovereignty of the people, the disputes centered on whether the emperor was included among the people and whether “in the